

美濃市立昭和中学校
いじめの防止等のための基本的な方針

平成26年4月
(令和4年6月改訂)
美濃市立昭和中学校

美濃市立昭和中学校いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

美濃市立昭和中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「昭和中学校基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、保護者、及び関係機関等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基くとともに岐阜県の基本方針・美濃市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的に推進するために策定するものである。

① いじめの問題に対する基本的な考え方

1 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（美濃市いじめ防止対策に関する条例（以下「条例」）第3条）

補足1：この条文における「いじめの防止等」は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のことである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。（「表面的、形式的にすることなく」とは、例えば、本人がいじめられていることを否定したり、「何でもない、大丈夫」と言ったりした場合でも、周りの状況を注意深く、客観的に判断するということである。）

いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てに同一の指導を行うとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等、学校は、いじめられた生徒の気持ちに寄り添って柔軟に対応することもあり得る。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条で定める「いじめ未然防止・対策委員会」で情報を共有する。

尚、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養う。

また、いじめの背景にある要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むと共に、全ての生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変

化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を慎重に確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、解消に向けて適切な対応ができるように家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携する。法的な助言が必要な場合には、スクールロイヤーに相談して、助言を得る。教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応していく。

(4) 家庭や地域との連携

地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。そのため学校は、いじめ防止の基本方針等について、PTA総会やホームページでの公開等を通して、保護者や地域の理解を得て、いじめ問題の重要性についての認識を広め、連携協力を図る。また、保護者からの訴えでいじめが見つかることが多い実情を踏まえ、相談体制等について保護者に情報発信をし、保護者の不安を少なくする。

尚、インターネット等を通じて行われるいじめは、複雑化・多様化してきており、学校だけでは対応できないことも多く、保護者や警察等との連携をとる。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築する。

また、いじめ問題の解決に向けて、法的な助言が必要な場合には、スクールロイヤーに相談する。

② いじめ防止等の対策のための組織

法第22条を受け学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を速やかに実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。また、必要に応じ、外部専門家等の参加を求めることができる。また、「いじめ未然防止・対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

参加する委員に対して守秘義務を求め、必ず会の初めに確認を行う。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター
特別支援コーディネーター

必要に応じ：保護者代表、学校運営協議会委員、主任児童委員、こども相談センター、
スクールカウンセラー、スクールロイヤー、有識者

《学校の「いじめ未然防止・対策委員会」の役割》

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応を実施
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間指導計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画、実施
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実効を含む）

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「いじめ未然防止・委員会」は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。
- ・いじめの早期発見のためには、「いじめ未然防止・対策委員会」は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく。
- ・生徒が学校の「いじめ未然防止・対策委員会」の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすること、特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を、組織的に行う。
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ未然防止・対策委員会に報告・相談することや、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・学校として、「いじめ防止等ための基本的方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）、いじめへの対処の手順を明確に

定める。

- これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- 「いじめ未然防止・対策委員会」は、この「学校いじめ防止等のための基本方針」の見直し、基本方針で定めたいじめ防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。
- いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「いじめ未然防止・対策委員会」にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置をする。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等は、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。
- 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この常設の組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

③ いじめ防止等のための年間計画

月	取 組 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修会の実施〔「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の確認〕 ○いじめ未然防止に向けた全校集会 ○PTA総会で「方針」説明 ○学校だより等による「方針」等の発信
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施〔学校職員以外の委員も含む〕 ○いじめ未然防止に関わる内容を含んだ全校集会 ○学校評議員会で「方針」説明
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ○いじめ未然防止に関わる内容を含んだ全校集会 ○校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ○保護者向けネットいじめ研修 ○ネットいじめ未然防止に関わる全校学習会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回「教職員取組評価(学校評価)」 ○第1回「県いじめ調査」
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施〔1学期の取組の評価〕 ○職員研修会(いじめ問題も含めた教育相談研修会)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ未然防止に関わる内容を含んだ全校集会 ○学校だより等による取組の経過・見直し等の発信
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ○校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ未然防止に関わる内容を含んだ全校集会 ○「わたしのメッセージ展」に向けた取組〔人権を大切に作る取組〕 ○学校評議員会で現状説明
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回「教職員取組評価(学校評価)」 ○校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施〔2学期の取組の評価〕 ○「ひびき合いの日」に向け、いじめを含む人権問題を扱った全校道徳の実施 ○第2回「県いじめ調査」
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ未然防止に関わる内容を含んだ全校集会 ○心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ○校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ○教職員による次年度の取組計画にかかわる検討
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施〔学校職員以外の委員も含む〕 ○学校評議員会で現状説明 ○いじめ未然防止に関わる内容を含んだ全校集会 ○教職員による次年度の取組計画にかかわる検討
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回「教職員取組評価(学校評価)」 ○学校だより等による本年度の取組の経過等の発信 ○第3回「県いじめ調査」(国の調査を兼ねる) ○次年度のいじめ未然防止に関わる課題の明確化

④ いじめ防止等に関する学校の取組

1 いじめの未然防止

- ・生徒一人一人が尊重されるとともに、「自分だけを大切にした生き方ではなく、自分も大切にしながら、他の人を大切にした生き方」を大切にする精神に貫かれた雰囲気や基盤にした学校経営を行う。
 - ・全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。
 - ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
 - ・すべての生徒が、主体的に活動し、互いに認め合う中で、共感的な人間関係を育む。
- その上で、以下のようないじめの未然防止のための具体的な対策を行う。

- いじめほどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組のとして、「全校道徳」の時間を位置づけ、全校生徒が同じ題材について考え、議論する場をもつ。
- 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 日常の授業では、基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせる指導を大切にする。また、考えを交流する場を意図的に設け、考えには多様性があることを知り、自他共に大切にしながら、主張したり、同意したりしながらよりよい解決の仕方を学べるようにする。
- 生徒一人一人の心に寄り添い、言動の奥底にある心を理解することに努め、感情のコントロールの仕方や相手とのより良い関わり方が身に付くような指導を根気よく継続的に行う。
- 学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることは絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- 生徒の自己指導能力を育成するための計画的・継続的な指導を行う。活動の節目には、自分の良さや課題を見つめ、自分を高めることで充実感を味わうことができる力を育てる指導を行う。
- インターネットを通じて行われるいじめの構図を示し、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷や個人情報拡散を行わないための啓発や情報モラル教育を繰り返し行う。
- 指導にあたる職員に求められる資質・能力として、自身の人権感覚が涵養されていることが大切であり、職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 温かい言動や受容的かつ共感的な態度に徹し、悩み等を相談しやすい関係を築けるように努めるとともに、生徒の困り感や心理状況に応じて、専門機関との連携を積極的に行う。

以上のような対応が行えるようにするために、教職員は、生徒の発達や心理について十分に理解し、経験や個人的な見方で判断せず、専門的な見地から正しい生徒理解と実態に合った適切な対応ができるよう自己研鑽に努める。

2 いじめの早期発見

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・生徒からの情報により、いじめの事実が把握される例も多い。傍観者がいじめを許し、いじめを助長させることを事前から指導すると共に、いじめを発見した生徒は勇気をもって周りの大人に知らせることを指導する。生徒からいじめの事実を把握した職員は、すぐに「いじめ未然防止・対策委員会」に報告する。いじめの事実を伝えた生徒も守りきるため、この行為が原因で新たないじめの被害者にならないための手立てを十分に講じ、全校体制で速やかに対応に当たる。
- ・生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、「いじめ未然防止・対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査を行うときには、一斉に書く時間をとり、生徒同士の机を離す、日ごろ感じていることなど必ず何か文章を書く、アンケート用紙の回収は教師が行うなど、少しでも悩みが書きやすい環境をつくる。
- ・アンケート調査や個人面談、生活記録「礎」への記入等において生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員はしなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。このような取組を通して、いじめの早期発見に結び付けていく。
- ・生徒からのSOSを見逃さないための組織的な対処方法として、実施したアンケート結果や相談内容結果は必ず複数の職員で確認したり、さらなる確認が必要と思われることがあった場合は担任や相談担当から本人等に再確認したりする。確認されたアンケート結果等は必ず「いじめ未然防止・対策委員会」に報告する。
- ・いじめの早期発見をアンケート調査や相談活動だけに頼らず、生徒が生活記録「礎」の内容や日常的な生徒の言動や変化、まわりの生徒や保護者・地域からの情報等により、いじめの早期発見を積極的に行うことに心がける。
- ・日常的に発生するトラブルにおいては、「大丈夫だろう」と安易に考えずに、「背景にいじめがないか」との疑いをもって生徒の指導に当たる。また、生徒から相談を受けたときには、本人の表現や言葉で全てを理解しようとせず、言葉にできない訴えたいことを教師が察したり汲み取ったりしながら聴く。
- ・生徒の変化を見逃さないために、日常的に、言動、表情、友達関係、持ち物等に気を配り、少しでも気になったことがあったら、必ず、担任や他の職員と積極的に情報共有したり、生徒指導情報交流の時間を活用したりして、いじめの早期発見に結び付ける。また、生徒指導交流を、週の予定に位置づけ、全職員がそこで挙げられた生徒の様子やその生徒に対する教師の手立てを理解して指導にあたる。
- ・生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、教育相談コーディネーター、養護教諭、特別支援コーデ

ィネーター、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で、保護者や関係諸機関及び専門諸機関等と積極的に連携を図るよう努める。

- ・いじめの早期発見には、保護者や地域からの情報も大切となる。保護者が子どもの変化や心配なことがあったとき、気軽に学校に相談できる関係づくりを行うとともに、保護者や地域から寄せられた情報については、いじめと関連がないかどうかを常に確認する。
- ・どんな些細なことであっても、学校で生徒の変化に気づいたときは、背景にいじめがあるかもしれないという疑いをもち、学校から保護者に速やかに連絡をする。

3 いじめ事案への対処

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ未然防止・対策委員会」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校の特定の教職員が、いじめに関わる情報を抱え込み、「いじめ未然防止・対策委員会」に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

- ・いじめ事案への対処は迅速でなければならないが、事実確認においては、決めつけや憶測での判断とならないよう、慎重、丁寧に進め、全容が明らかになるよう努める。また、聴き取りの際には、複数の教職員で対応する、女子生徒の場合は必ず女性教職員が同席する、さらに、連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康に十分配慮する、状況に応じて本人の同意のもとスクールカウンセラーを同席させる。
- ・教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
 - 事実の記録は、いじめが始まったのはいつか、いじめに至った経緯（事実のみ）はどのようなか、について客観的に残す。
 - いじめの対応の記録は、「どんなメンバー（組織）で」「どういう意思決定をしたか（指導の根拠）」「今後、どう指導するのか（指導の内容）」について残す。
 - 生徒に聴き取りをするときも、2名で対応する。（1名は聴き取り、1名は記録担当として記録を残す。）
 - ※過去のいじめについて対応する場合もある。そのため、上記の記録が大切になる。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」において情報共有を行った後は、次のような手順で初期対応を行うとともに、教育委員会へ報告する。

(1) 初期対応

- ・いじめを受けた生徒本人の訴えを十分に聴く。
- ・いじめを受けた生徒からの訴えを保護者に伝え、情報を共有し、協力を依頼する。
- ・いじめを受けた（疑いがある）生徒が、自分はいじめをうけていないと答えた場合でも、学校が把握している事実や状況からいじめを受けている可能性があるという認識を持つ。
- ・いじめを受けた生徒や保護者の意向を踏まえつつ、「いじめ未然防止・対策委員会」で、いじめを受けた生徒を徹底して守るための具体的な手立てと、指導方針を明らかにする。
- ・いじめ克服のための学校の指導方針について本人と保護者に説明し、理解を得る。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに子ども相談センターや

警察に通報し、適切な援助を求める。

(2) 正確な事実把握

- ・いじめを受けた生徒の訴えをもとに、順に、いじめた生徒、周辺生徒への聴き取りを行う。
- ・事実確認においては、いつ、どこで、だれが、何を、どうしたかについて明らかにした上で、事実関係の整合性を確認する。双方の説明が一致しない場合、事実の整合性を図ることのみに固執せず、他の要因があることも視野に入れ、慎重に対応する。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」が、いじめの状況を詳しく把握するための調査が必要と判断した場合に、いじめを受けた生徒及びその保護者の同意を得た上で、他の生徒に対して「事実関係を明らかにするためのアンケート調査」等を人権に十分に配慮して実施する。
- ・正確な事実把握といじめ事案の全容理解を行うために、学校の「いじめ未然防止・対策委員会」は、積極的に関係諸機関及び専門諸機関と連携を図る。

(3) いじめ解消に向けた指導

いじめの解消とは、いじめを受けた生徒がいじめを受ける前の生活を取り戻した状態になることである。そのために以下の指導を順に行う。

- ・いじめた生徒に、自分が行った事実を認め、なぜ相手の心を傷つけるような行為を行ったのかを見つめさせることを通して、自分の何が、どうして悪かったのかを十分に理解させる。
- ・いじめた生徒の保護者に、いじめた生徒が行った事実、指導の経緯、今後の指導について説明する。また、「謝罪をもって安易に解消することはできない」ということを確認し、いじめを受けた生徒と保護者が安心して学校生活を送れるようになるまで、学校といじめた生徒の保護者が協力して取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ・いじめを受けた生徒と保護者に、指導の経緯と今後の支援について十分説明し、理解を得る。保護者と協力しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮しながら、二次被害や再発防止に向けた中期的・長期的な取り組みを行う。
- ・いじめた生徒に、今までの学校の指導を理解し、行為だけでなく心を傷つけたことに対し謝罪するよう指導する。合わせて、今後はいじめをしないことを約束することを心の底から思えるよう指導する。
- ・いじめを受けた生徒、いじめた生徒、保護者の同意を得て、学級指導・学年集会等の全体指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消に向かうことはできない。また、いじめた行為を戒めるために、指導の過程でいじめた生徒へ教師による一方的な叱責等を行っても、いじめた生徒は表面上反省したように見せかけるだけになり、心底いじめた自分を改めようとする気持ちを持たないままになってしまう。いじめ解消に向けた指導は、いじめた生徒の言い分を十分に聴いたうえで、「自分がしたことは相手の心を傷つける行為であり許されない」ことを理解させ、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消

いじめた生徒への指導後も、いじめが解消するまで、継続して経過観察及び支援を行い続ける。

いじめが「解消している」状態とは、いじめられた生徒が元の生活を取り戻している状態を言うが、そのために少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの解消に向けてさらに長期の期間が必要である場合もある。

学校は、被害・加害生徒の様子を把握し必要な指導を行う。

- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

⑤ 学校評価の評価項目

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して、適切に機能しているかどうかを、「いじめ未然防止・対策委員会」は定期的に点検する。そのための学校評価にいじめの防止等の取組に関する評価項目を設定し、計画・実行・評価・改善のサイクルによりを実施し、必要に応じて見直す。

<評価項目>

- ・安心して生活ができるよう、いじめや暴力行為等の未然防止を意識して指導している。
- ・生徒指導体制（報告・連絡・相談）は機能している。
- ・心のアンケート等を利用し、意図的に教育相談を実施している。
- ・相談員やSC, 特別支援コーディネーターと連携・活用できている。
- ・要支援生徒への共通理解と適切な指導ができている。

⑥ 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」及び市基本方針により適切に対応する。

1 「美濃市いじめ問題対策委員会」又は学校による調査

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

(2) 重大事態の報告

学校が重大事態と判断した場合は、教育委員会に直ちに報告する。報告内容については、知り得た事実について正しく報告する。

(3) 重大事態の調査

法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

① 調査主体及び組織について

重大事態の調査主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者（教育委員会等）が主体となる場合があるが、その判断は学校の設置者が行う。

学校が主体となって調査すると判断された場合、学校は、本来、生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえ、公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施する。

<学校主体で調査委員会を立ち上げる重大事態への対応>

(a) 学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ未然防止・対策委員会）を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参画を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(b) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(c) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時・適切な方法で、経過報告を行う）。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

（d）調査結果を教育委員会に報告

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（e）調査結果を踏まえた必要な措置

- ・例えば、指導主事、教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

② 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことはいまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・法第28条の調査を実りあるものにするためには、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢をもつことが必要である。
- ・教育委員会又は学校は、「美濃市いじめ問題対策委員会」に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むことが重要である。
- ・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。詳細は、「子供の自殺がおきた時の背景調査の指針」（改定版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参照する。

（4）調査結果の提供及び報告

① 情報を提供する際の留意事項について

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

② 調査結果の報告


調査結果については、「美濃市いじめ問題対策委員会」は教育委員会へ、教育委員会は市長へ報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

⑦ 資料の保管、いじめ事案の記録及び引継ぎ

(1) 資料の保管

一次資料（アンケートの質問票の原本等）の保管期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとする。二次資料（アンケートや聴取の結果を記録した文書等）及び調査報告書の保管期間は、指導要録との並びで5年とする。

保管場所は校長室の棚とし、生徒指導主事を保管担当者とする。また、進級及び進学時の引継ぎを確実に行う。

- ・職員に記録簿を配付し、いじめ事案については、すべてその記録簿に記録（5W1Hなど）する。
- ・年度ごとにいじめ事案についてまとめた文書を作成する。
- ・記録簿は、校長室の棚に保管する。新年度新たに記録簿を配付する。

(2) いじめ事案の記録

- ・事実の記録は、いじめが始まったのはいつか、いじめに至った経緯（事実のみ）はどのようなか、について客観的に残す。また、「どんなメンバー（組織）で」「どういう意思決定をしたか（指導の根拠）」「今後、どう指導するのか（指導の内容）」について残す。
- ・生徒に聴き取りをする時には、複数名で対応する。（1名は聴き取り、1名は記録担当として記録を残す）また、女子生徒の場合は必ず女性教職員が同席する。さらに、連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康に十分に配慮する。

※過去のいじめについて対応する場合もある。そのため、上記の記録が大切になる。

(3) 次年度への引継ぎ

前年度までに起きたいじめに関する内容を確実に引継ぎ、学級編制及び班編制に生かすなど、生徒が安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、再発防止につなげる。また、当該年度に起きたいじめの内容を転出先、次年度及び進学先に確実に引き継ぐ。

- ・年度末には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、本年度に起きたいじめに関わる内容を確認し、次年度の進級学年や卒業後の進学先に確実に引き継ぐための準備を行う。
- ・新年度当初には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、前学年までや入学前のいじめに関わる情報を確認し、確実に引き継ぎを行う。

改訂履歴

平成26年4月策定

平成29年4月改訂

平成30年4月改訂

平成31年4月改訂

令和 2年5月改訂

令和 3年6月改訂

令和 4年6月改定